

平成24年度 第3回文京区障害者地域自立支援協議会

平成25年3月28日(木) 午後1時00分～2時30分

文京シビックセンター24階 区議会第二委員会室

出席者 会長：高山直樹（東洋大学 社会学部社会福祉学科教授）

副会長：志村健一（東洋大学 社会学部社会福祉学科教授）

委員：吉田美奈子（文京区身体障害者相談員）

新堀季之（権利擁護部会長代理）

小森谷雅弘（文京区民生委員・児童委員協議会）

増岡登志子（飯田橋公共職業安定専門援助第二部門統括職業指導官）

柳田礼子（東京都立精神保健福祉センター）

安達勇二（あせび会支援センター 施設長）

森田妙恵子（有限会社 トチギ介護サービス取締役）

松下功一（社会福祉法人 文京槐の会 サービス管理責任者）

瀬川聖美（社会福祉法人 本郷の森 银杏企画Ⅰ 所長）

三股金利（大塚福祉作業所 施設長）

行成裕一郎（エナジーハウス所長）

八木茂（福祉部長）

宮本真理子（保健衛生部長）

佐藤祐司（文京区知的障害者福祉司）

大久保延広（文京区身体障害者福祉司）

加藤たか子（精神保健相談員 保健師）

幹事：内野陽（文京区福祉部福祉政策課長）

渡邊了（文京区福祉部障害福祉課長）

新名幸男（文京福祉センター所長）

深山紀子（文京区保健衛生部保健サービスセンター所長）

石澤清光（文京区福祉部就労支援センター所長）（計 23人）

1 開会

○事務局（渡邊）

……平成24年度第3回文京区障害者地域自立支援協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

これより、今申し上げました協議会を進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず高山会長のほうからご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○高山会長

皆さんこんにちは。年度末のお忙しい中をお集まりいただきありがとうございました。

24年度の3回目の、3回目は最後になりますけれども、自立支援協議会を開催したいと思います。

下命事項がございましたので、きょうはそれぞれの部会から下命事項に対しての報告をいただきたいと思います。

また、次年度もう一つ新しい部会、当事者部会を立ち上げるということで選考が行われました。その結果についても、きょうはお諮りをしていただきたいと思います。

当事者部会は、ほかの自治体の自立支援協議会を見てもやってないわけでありまして、そういう意味では、この部会をしっかりと位置づけることが来年度求められてくるというふうに思っていますので、皆様のご意見をぜひお願いしたいと思っています。

そういうことで、きょうは3回目になりますけれども、きょうもまた率直なご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（渡邊）

会長、ありがとうございました。

これからは、ちょっと座って説明させていただきます。

それでは、まず出席の状況でございますけれども、小池副会長、こちらが本日所用ということでお休みでございます。それから井原権利擁護部会長、こちらにつきましても本日欠席ということで、代理で新堀副部会長のほうにご出席をいただいております。私のほうでいただいている出欠は、以上でございます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

最初に、すみません、おわびを申し上げなければいけないのですが、今回の資料の第1号は

当事者部会の選考結果ですけれども、不必要な情報がありますので、本日、時間内にそれについては差しかえをさせていただきたいというふうに思っております。申し訳ありません。

それから、その当事者部会の選考結果の次のペーパー、こちらが別紙としてございますけれども、障害者自立支援協議会スケジュール（案）、特にこちらにつきましては、当事者部会と他の専門部会との関連について矢印等で印をさせていただいたものです。

それから、席上配付資料の2、3、4、それぞれの専門部会からの今年度の下命事項等に関する検討内容のレジュメということになってございます。

都合、資料としましては1点差しかえを行いますけれども、次第を含めまして6枚お手元にあるかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、確認していただきましたら、会長のほうにここからの進行をよろしく願いしたいと思えます。

○高山会長

それでは、繰り返しになりますが、本日の会議の段取りというか、予定について、また課長のほうからお願いしたいと思えます。

○事務局（渡邊）

本日の予定ですけれども、議題にありますとおり、（1）席上配付資料1ということで、当事者部会についての選考結果のご報告、それから、次に各専門部階の検討状況について、各専門部会長、権利擁護につきましては、新堀副部会長のほうからご説明をお願いしたいというふうに思っております。

2 議題

（1）当事者部会について

○高山会長

それでは、議題の1から入りたいと思えますが、議題1、席上配付資料1、障害当事者部会の選考結果について、これを報告をお願いいたします。

○事務局（渡邊）

それでは、私のほうからご報告させていただきます。席上配付資料1でございます。

今回の応募状況とその選考結果でございます。公募で応募をいただきました方が3名、施設推薦の方が3名、それから部会推薦の方が2名という形で、都合8名の方のご応募をいただき

ました。

内訳といたしましては、障害種別、見ていただくとわかるとおりですけれども、身体障害の方がお二人、それから知的障害の方がお二人、それから難病の方がお一人、精神の方がお二人、それから知的と身体の重複の方がお一人という形になってございます。

今回の当事者部会の選考スケジュールでございますけれども、平成24年11月7日の第2回自立支援協議会におきまして、選考方法等について皆様にお諮りをさせていただいたところです。その後、翌年、平成25年1月25日に区報及び区ホームページで公募委員を掲載させていただきまして、25年3月8日に書類のほうを見せていただいております。基本的に、応募された方全ての方と面接をさせていただきまして、3月25日に最終結果の通知を送付させていただいたところでございます。

なお、その選考結果でございますけれども、上の1の表右を見ていただくとわかりますが、7番の知的の方以外は選考で承諾いただいて、今回の当事者部会に参加いただくということとなりました。

今後の予定です。1枚資料をおめくりください。あくまでもスケジュール（案）ということでございますけれども、それぞれの専門部会のタイミングを書かせていただいております。当事者部会に限って申し上げますと、7月の中旬ぐらいまでに1回、それから10月の中旬から11月上旬に1回、それから年が明けまして1月ぐらいに1回ということイメージしてございます。

それぞれに対して当事者部会に諮るという動きがありますので、簡単に例として相談支援専門部会のところでご説明をしますが、相談支援専門部会に関しましては、その7月に先立つところ6月ぐらいに部会を実施をいたしまして、その中で当事者部会に諮る案件について検討していただき、相談支援専門部会の方の代表複数名の方が第1回の当事者部会に出ていただいて、内容についてご説明し、議論をしていただくと。その議論を受けて、当事者部会の代表複数名の方が第2回の相談支援専門部会に来ていただいて、そこでまた報告、または議論、意見の交換ということを考えてございます。

こうした動きを1年間、各専門部会で1回ずつ行うということになりますので、計6回そういった動きを当事者の方にはお願いをするという形になります。

また、それぞれの相談支援、就労支援、権利擁護の各専門部会から見ますと、当事者の方と意見交換をするのが年間に2回あるという形になるということを考えてございます。

簡単ではございますけれども、第1の別紙1のほうの資料1の説明は以上となります。

○高山会長

ありがとうございました。

当事者部会員の選考結果についてと、それからこのスケジュール、ほかの部会との関係性みたいなのがここに書いてありますけれども、何かご質問等ありましたら、どうぞ。

○事務局（渡邊）

すみません、事務局のほうから補足をさせていただきます。

今回の面接に関しましては、高山会長から志村副会長と私の3人で面接をさせていただいております。

面接に際しましては、わかりやすいということを心がけてさせていただいたということ、それから、各障害の別によって、やはり面接におきましても理解のスピードであるとか、さまざま違ってございました。ですので、そのあたりについては、それぞれの方にご説明をさせていただいて、当事者部会はさまざまな方がご参加いただくということをご理解をいただいて、参加の承諾をいただけているということについては、補足でご説明させていただきたいと思いません。

以上です。

○高山会長

ほかに何かご質問等があればと思いますが。

私も面接にかかわらせていただきましたけれども、皆さん意欲的で、個性的で、いろいろな意見を言っただけじゃないかなというふうに感じました。

そういう意味では、これからなんですが、いろんな、この当事者部会の会議そのものの配慮をどうしていったらいいかということがあると思いますが、それもその当事者の方々からいろいろ伺いながらつくっていくことができたらいいかなと思っていますけれども、何かありますか。

○志村副会長

面接に参加させていただきまして、非常に豊かな方々に集まっていたということでは期待しているところでもありますけれども、どのように当事者部会をまとめていくのか、そういったあたりが今後、課題にもなってくるかと思しますので、また委員の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○高山会長

いかがでしょうか。ご質問よろしいでしょうか。特によろしいですか。

それでは、これは承認という形でよろしいですか。

それでは、議題1ということで、選考結果について報告がございました。

(2) 各専門部会から下命事項の報告

○高山会長

それでは、2つ目ですね。各専門部会から下命事項の報告についてということで、まず相談支援専門部会の検討内容を行成部会長からお願いしたいと思います。

○行成部会長

エナジーハウスの行成です。相談支援部会についてのご報告をさせていただきます。

席上資料の2番ですね。こちらは下命事項が書かれていないので、私のほうでちょっと下命事項を最初に読ませていただきます。

1番、これまでの検討及び法改正を踏まえ、事業者や相談機関における望ましい相談、支援体制等についての検討。

2番、サービス等利用計画への対応。

3番、定例会議の事例検討等を初めとする事業者のスキルアップを図る。

これに従った相談支援専門部会は今年度3回開かれたんですけども、大きくは4つのテーマで話し合われました。

検討内容総括のところを読ませていただきます。1番、サービス等利用計画の現状と課題について。サービス等利用計画を3年間で障害福祉サービス利用者全員に拡大するが、現状では指定特定相談支援事業者が少なく、計画策定は進んでいない。

課題としては、次のようなことが挙げられました。質と量の問題。質を高めるためには1件にかかる負担が大きく、時間や日数が大きくなるため件数をふやせないんじゃないかということですね。それから費用や人員確保の問題。アセスメントの難しさ、なかなか聞き込むことが難しいケースもあるんじゃないかとか、それがどのような社会資源が使えるのかということです。

2番、サービス等利用計画策定事例の検討から。第2回の部会及び2回開かれた定例会議においては1つの事例、全部同じ事例だったんですけども、その事例をいろんな切り口から検討しました。本人の最善の利益のための計画であり、本人の意向を踏まえたトータルな内容を盛り込む。余り細かく書き込んで管理的になることは望ましくなく、意思決定のサポートであ

って、大きな方向性を確認するための計画である。

事例から見える課題点としては、本人を支えるキーパーソンの存在、家族支援の必要性と難しさ、移動支援事業所探しの困難、相談支援事業者の負担の大きさなどが挙げられました。

3番、新福祉センター障害者相談支援事業所について。地域における中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターとして設置することは必要。具体的な意見としては、次のようなことが挙げられました。

1つの事業所だけでは対応が難しい場合もあり、基幹センターが事業所間の連携の強化を図っていくことが必要である。地域の相談支援事業者が十分機能できるよう支援していくことが必要である。指定特定相談支援事業者がふえるまでは個別案件にも直接かかわるが、事業者が充実すれば事業者から課題の吸い上げ、自立支援協議会と連携して必要な調査を実現することも可能。仕事の枠組と役割分担の明確化が必要だが、三障害をまとめるところに大きな課題がある。これは障害者相談支援事業所については、また来年度についても大きなテーマとなります。

4番、相談支援専門部会と定例会議のあり方について。部会の役割を今年度喫緊の課題として、サービス等利用計画への対応を中心とするものとして議論を行った。定例会議で事例検討を行い、そこでの議論を踏まえて部会で課題の共通理解を図りました。まだ事例は少ないのですが、引き続き定例会議での事例検討を踏まえ、相談支援専門部会でサービス等利用計画の検討と課題整理ができるよう取り組んでいく。定例会議については、サービス等利用計画についてより深めた議論を行うこと、定例的に開催していくことを目的として、来年度進め方を変更することとし、開催を継続していくこと。以上のような内容を話し合いました。

相談支援部会の下命事項とはまた別なんですけれども、事実上の協議会の運用について、第3回の部会で、例えば相談支援の分野に権利擁護の視点とかも必要だということで、ほかの部会がどのように運用されているのかとか、そのあたりの情報をもうちよつとわかるようにしたほうがいいんじゃないかとか、部会間の連携、そのあたりのことについてもご提案がありました。

以上で報告を終わります。

○高山会長

ありがとうございます。

どうでしょうか。部会ごとに少しやっていったほうが丁寧かなと思いますので、相談支援専門部会の今のご報告に対して何かご質問、ご意見等があればと思いますが、いかがでしょう

か。

サービス等利用計画のことについては、定例会議の中でも取り上げてやりましたけれども、なかなか大変な状況も、そういう意味で確認できたということもありますけれども、これから本当に最善の利益というか、本当にそのネットワークをどうつくっていくのかを含めて、いろいろな課題が見えてきたのかなと思いますけれども、なかなか大変な状況ですね。

そういう意味では、支援事業所がもう少しふえていかないといけないのかなという感じもしますけれども、何かいかがですか。

松下さん、どうですか。

○松下委員

相談支援部会は、非常に充実した活動をされたんだなという、議論されたんだなということは、定例会議に参加をさせていただいている中でも、よく感じました。

サービス等利用計画は、定例会議の中でも話題に出ましたけれども、あるサービス、ないサービスの盛り込み方というのをどうするんだというのは非常に議論のあるところで、計画の中ではこういうサービスが必要だよなといっても、実際には世の中にまだないねということは多々あるわけであって、それをつくりながら計画もつくっていくということが重要であり、また、計画が先に、計画にこういうものが必要だというと、ご家族やご本人はそれが、そういうサービスが得られるんだというふうに感じてしまう可能性もあるので、そこら辺が今度はご了解いただけるかどうかというような、そんな議論もあったかと思います。

そういう意味では、まだ始まったばかりですけれども、これから数をもっとこなしていくことで、きっと課題はどんどん出てくるだろうなというふうに感じます。

それから、ここでも書かれていますけれども、質と量の問題という意味では、本当にこんなにできるんだろうかというのは、我々はちょっと、どうしようかなというふうに思っているところなんですけれども、かといって長年施設を利用しているからできるでしょうと言ったら、そんなに意味のないものができてしまうわけで、そういう意味では、本当にサービス等利用計画の原点に戻って作り直していくということが必要なというふうに感じております。

それから、基幹センターに関してですけれども、本当にここに書かれているように事業所が数がふえて、そのネットワークがつくれる、その一段上のところにやっぱり基幹センターがあって、困難事例を自立支援協議会と一緒に解決に向かって進めていくという、そういう形ができるという理想的だなというふうに思いました。

以上です。

○高山会長

ありがとうございます。

いかがですかね。新堀さんの介護の分野のほうでは先行しているところもあると思いますけれども、何かちょっと比較していただいて、何かご意見があればと思いますが。

○新堀副部長

いきなり振られてびっくりしておりますが、後の報告事項にも少し絡んでしまうんですが、計画を立てて振り返るといふ、このプロセスをどのように今後つくっていくのかなというのに興味はあるところがございます。

高齢のほうでも、これは森田さんのほうがよっぽどお詳しいと思いますが、プランをつくっても紙ばかりふえて、結局形骸化しているという実情も実はあることはあるので、計画をつくるのが目的ではなく、その計画がどう生かされるのか、また、それが今後の検証にどう生きていくのかということ踏まえてつくっていかれているんだろうなと思いますので、ぜひその方向性であるとか、今後注視したいなと思っております。

○高山会長

ほかにいかがでしょうか。

計画の振り返りというところも、モニタリングのことになりますか、そこは大切なことですよ。

ほかには、よろしいですか。今、名前のありました森田委員、いかがですか。僕が振っちゃいますけれども。

○森田委員

すみません、今、私たちが現実にもうスタートしてやっていると、きょうも早速あったんですけども、介護保険のサービスを始めるに当たって、やはりとても足りないからと障害のほうに相談し、プランをつくるのに介護保険と障害のケアマネジャーが両方ということで、今までは私たちのほうでも重度の、例えば介護保険のケアマネジャーが両方見ていたという感じで、今後そういうふうには、例えば2人の障害と介護保険のケアマネジャーがそれぞれ1人の人に対して参加というか、つくっていくのかなとか、そういう個別の対応ですごく何か今、問題がいろいろ出てきているので、その辺がちょっとどういうふうになるのかなというところなんです。

すみません、何かちょっと個別になってしまって申しわけないんですけども。

○高山会長

いわゆる事業所が足りない、あるいはケアマネジャー少ないということがもともとのあれになりますよね。それは、いかがですかね。

○事務局（渡邊）

ちょっと実務的なところなので、私も今、頭の中に入ってないので、うちの支援係長2人もいますから、2人にちょっと話を振りたいなと思うんですけども。

○事務局（大久保）

サービス利用計画なんですけれども、介護保険のケアマネジャーと特定相談、障害のほうの相談員2人がつく場合には、まず介護保険のケアマネジャーさんで足りるというふうな形で認められる場合には、それによって特定相談をしなくてもいいんですけども、それぞれがつく場合には、それぞれにそれぞれの報酬が発生するというので、それはそれでもいいということなんです。

ですから、まだまだ件数が少ないので、どういう件数が2つ介護保険と障害がついたほうがいいのかとか、介護保険のケアマネジャーだけでもいいのかとか、そういうのは、もう少し件数がふえていく中で精査していくことなのかなというふうに思っています。

○高山会長

佐藤さん、ありますか。ほかにはいかがでしょうか。

利用計画のほうは、また引き続き相談支援専門部会のほうでご検討いただいて、いろんな意味で文京区方式みたいなのができていくといいですね。と思いますので、よろしく願いしたい。

はい、どうぞ。

○事務局（渡邊）

きょう、実は午前中、2時間半近く支給量会議をしていたんですけども、1ケースのモニタリングが終わって、モニタリングのシートが出てきてサービスの変更ありという形だったんですね。やはりご本人の方の状態に即して毎月毎月、その方は利用してまだ短いので毎月のモニタリングの方ではあったんですけども、細かく見ていただけている。そのことによってニーズをきちんと把握をして、変えていくことができているということが、1ケースですけども、実感できたということにおいては、支給量会議をやっている立場としては、とてもやはりこの計画と、それからモニタリングというのはありがたいなというふうには思ったことがあります。

○高山会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、次に就労支援専門部会の検討内容を増岡部会長のほうからお願いいたします。

○増岡部会長

では、就労支援専門部会の検討内容をご報告させていただきます。3回にわたって行いました。1回目で当事者参画について、それから今年度の進め方の確認をしました。11月30日、第2回で、当事者参画、当事者部会について、それから中間的な仕組みの他区の事例学習をしました。3月18日、この間ですが第3回を行いまして、当事者部会の委員の推薦ということで、部会としての推薦の事後承諾でしたが、承認をしてもらいました。中間的な仕組みづくり、作業所ネットワーク構築PTの取組ということで討議をしました。

下命事項としては、1番が就労支援体制の現状と問題点についての情報共有、2番が就労の促進継続を支援するための方策についての検討、3番が大学との連携等就労支援のネットワーク構築についての検討。

下命事項に対する検討経過としまして、下命事項1、現状と問題点や、2、継続支援の方策につきましては、平成22年度から検討を重ねておりまして、課題として残っていましたが下記の点について改善策を検討してきました。実習先や雇用先確保のためには、企業・地域との連携構築が必要。一般就労と福祉的就労との中間的な仕組みを構築していく必要がある。それから区からの作業受注をふやしたい。改善策としまして、産業界を初めとした地域資源との連携を行う。それから中間的な仕組みづくりを行う。作業所ネットワークの構築を検討するということがありました。

平成24年度検討内容総括をごらんください。今年度は第3回の専門部会におきまして、当事者参画の検討及び中間的な仕組みづくりの他区の実施例について学習を中心に議論をしました。また、施設の専門部会委員を中心に、作業所ネットワーク構築PTをつくり、部会とは別に検討の機会を設けました。

中間的な仕組みづくりについては、他区の実例として区の外郭団体や社協がコミュニティショップや喫茶を運営、区立施設の清掃受託をする中で、障害者の雇用、訓練の場として活用している例を学習しました。

また、文京区における取組みの現状も確認しまして、今後のたたき台の一つとして、就労継続支援A型施設や特例子会社など誘致するという案も出されました。

それから、作業所ネットワークの構築ということで、PT会議を7回実施しています。構成メンバーの施設を相互に見学し状況を知ることからスタートしました。

作業を受注しやすくするための共同受注につきましては、現状では品質確保の点から困難と判断されましたが、ネットワーク事務局が受付窓口になることや、共同での宣伝パンフレット作成など、作業所ネットワークの効果として期待できることもあることから、今後も検討を進めていくこととしました。

それから、最後に大学や産業界などの地域資源との連携ということで、今年度具体的には区内大学地域連携担当者会議におきまして、障害者就労等への交付を行ったのにとどまりました。

今後、個別具体的なアプローチを行っていく必要があることを確認しました。

以上です。

○高山会長

ありがとうございました。

就労支援専門部会からのご報告がありましたけれども、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。

P Tって何ですか。プロジェクトチームということですか。

○増岡部会長

プロジェクトチームですね。作業チームです。

○高山会長

あと、もう一点、区内大学地域連携担当者会議というのがあるんですね。これは東洋大学は誰が出ているんですかね。

○事務局（石澤）

結構多くの大学の方、20数校の学校が集まってという形だったので、ちょっとすみません。東洋大学さんからどなたかというのが確認できていないところです。大体が総務とかの担当の文京区との、行政との連携を何かしらできることがないかというのを検討しようという、そういうような会議体でしたので。

○高山会長

事務の方が出ているんですね。

○事務局（石澤）

そうですね、はい。

○高山会長

ありがとうございました。確認してみます。

ほかにはいかがでしょうか。就労支援の継続支援のA型とか特例子会社の誘致というのは大

切かもしれないですね。

○事務局（石澤）

今、文京区内のほうには特例子会社が2社あったんでけすけれども、1社が移転をしてしましまして1社だけしかなくなってしまうと、開設が22年度に設立になっているかなと思うんですけれども、あまり交流がないというような形になっているのと、就労継続支援のA型についても1団体いらっしゃったところが区外のほうに移転になりまして、今年度、今度は他区のほうから移転して来られたところが12月ぐらいに開設になっているところがあるという、それぞれ特例子会社A型施設は1カ所ずつしかなくて、あまり連携した取組みが今の段階でできていないような形もあるので、もっとそういったところを活用するのを含めまして、文京区としての就労支援を行っていきけるような、そんなような事業所等を来ていただいてというんですか、そんなような形の取組みがもしもできればいいかなというような形の案が出たというような段階で、これからそれをたたき台にした形なので、どう検討されるかというのは今後の課題になっていくかなというふうに思います。

○高山会長

ほかにはいかがでしょうか。三股委員、いかがでしょうか。

○三股委員

そうですね、作業所ネットワークの構築というのは、今の作業の受注状態なんかの改善のためには一方策でいいかもわかりません。

それから、先ほどの中間的な仕組みづくりでA型とか特例子会社という話があるんですが、どういうふうに活用していくのか、その使い方というか、利用の仕方がまたこれは問題かなというふうに思います。特に特例子会社の場合には、いわば作業所みたいな状況にもちょっと見える部分がありますので、その辺をどういうふうに活用して、その先に進めていくかとか、そういう問題もあるのかなという気がいたしました。そんなところです。

○高山会長

瀬川委員、いかがでしょうか。

○瀬川委員

すみません、私は作業所ネットワーク構築のこの会議に出ているんですけれども、今回、私が一番よかったのは、いろんな知的の施設とか、ふだん行ったことのないところを見られてすごく勉強になったのと、作業についても一緒にできるかなと思うところも多々あったので、一回、小石川福作さんからご連絡をいただいて、一緒にやろうという話があったんですが、企業

のほうがそんな何か所にも分けるのはちょっとというので話が流れてしまったので、今後もできたらいかなというふうに思っていますし、文京区にはぜひ働きかけて、何かお仕事をいただければいいなというふうに思っています。

○高山会長

ほかには。どうぞ、吉田委員。

○吉田委員

すみません、固有名詞的にどこ、と聞いちゃいけないんですか。

○高山会長

言える範囲で。

○吉田委員

どこの会社なんですか、一か所。

○事務局（石澤）

それは、特例子会社でよろしいですか。富士通系の会社でF s o l アクトというところが、場所という千石、本駒込のグリーンコートのタワービルのところに何フロアか入っている形なんですけれども、そのワンフロアがF s o l アクトという会社になっています。

○吉田委員

どんな仕事してるとか、分かりますか。

○事務局（石澤）

情報・パソコン関係の仕事のところなんですけれども、特例子会社の中ではリサイクル品の回収だとか、あと、フロア内の簡単な清掃とか、シュレッダー業務だとか、そういった形の雑務関係の仕事を、今何人でやっているのか、その辺の状況についてもちょっと具体的な把握はできていないんですけれども、10人ぐらいの障害者を雇用されてやられている形かと思います。

○吉田委員

来るっていうところはどこですか、区外から。予定としては、区外からあと一回、来るところが一か所どこかあると。

○事務局（石澤）

A型施設で、区外からベジティア合同会社というような名前前のA型事業所で、野菜とか産直品じゃないですけれども、そういったものの販売をするという形のが本郷一丁目ですか、そちらは壱岐坂の途中で既にオープンしていて、そこも事業所としては20人ぐらいの方を今、雇用されているという状況になってきているかなというところだと思います。

○高山会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。

就労支援専門部会でいろいろ議論がされて、相当議論の煮詰まってきたという形ですので、ぜひ次年度、大学や産業界などとの連携、こういうものを一歩進めていただけると、そして事例を積み重ねていただくといいかなというふうに思いました。

それでは、3つ目の部会、権利擁護専門部会の検討内容を、新堀副部会長のほうからお願いいたします。

○新堀副部会長

座ったまま失礼いたします。本日、井原部会長は所用により欠席なので、新堀がご説明差し上げます。

権利擁護専門部会は、平成24年度は3回実施しております。平成24年度権利擁護部会におきましては、障害者虐待防止法の施行がありましたので、これに伴う説明であるとか、取組みであるとか、周知・啓発というような検討がございました。

総括しますと、それに伴いましてといたしましうか、下命事項に権利擁護のネットワークづくりについての検討及び虐待防止法施行を踏まえた虐待防止に関する取組みの検討が追加されております。

特に虐待防止について、それに関連しまして虐待防止連絡協議会を兼ねることになりました。ただ、この場合、予防と啓発部分を本部会が担いまして、実際の取組みにつきましては虐待対応部門が担うということにされております。

2番目にございます障害者虐待防止法に関しての障害者虐待防止センターの設置・周知・啓発の取組みについて説明を受け、また共通理解を図っております。

平成24年度前から、ずっと懸案でございました、事例を通して権利擁護を学び事例を深めるという活動について、本年度は委員より事例を提出いただきまして、また、それをエコマップに落とすというような作業をしております。これで意見交換をしまして、パートナーシップになってはいないかとか、関係者から見た課題というような視点が多かったですけど、そうではなく本人が考える課題とはなんぞやというような意見を深めたりとか、ここがおもしろいことに、権利擁護専門部会でありながら部会が権利侵害をしてはいないだろうかというような意見まで出たりというようなこともございました。

また、ストレングス・パースペクティブについて意見が出たわけではないんですが、本人が持っている力をどう引き出していくのか、また、そういうようなプラットフォームは何か、また

その支援のあり方、エンパワメントとはなんぞや、そういうような議論を少し深めてきております。

これが4番につながるんですけども、先に丸ポチの2番目のお話を言ってしまいますが、権利擁護について、まずこの専門部会として共通認識を持っていたのか、もしくは持たなければいけないのではないかという問題提起もされまして、この専門部会での研修をどんどん進めていこうというような話になっております。

その一端としまして、先ほど行成委員からもありましたが、部会間の連携とか、そのフィードバックとか、そういったことも踏まえまして、相談支援専門部会で検討された事例をお借りして、今度は権利擁護の視点でケース検討をしてみたらどうか、相談支援専門部会ですと多分ケース・メソッド、いわゆる事例検討のほうに入ると思うんですが、それを今度は権利擁護の視点から事例研究をしてみたらどうかというようなこと。また、そこから見えてきたものがあれば、それをフィードバックしたらどうかというような議論が行われております。

最後には3回、当事者参画についての検討を行っておりますが、結果的には、まず、そもそもこれは松下委員からのご発言ですが、権利擁護の仕組みで当事者が参画しないのはナンセンスであるという、これをスタートに議論を始めておりますので、専門部会としては当事者の参画は当然であるというのが合意された内容でございます。

また、参画であるとか招いてとかという、そういう表現ではなく、多分レギュラーメンバーと一緒に、フラットなメンバーと一緒に検討する、一緒に議論する、そういう仲間がほしいというようなところで見解はまとまっております。

ただ、どなたに声をかけたらいいかという技術的なところでいま一つ引っかかっている。専門部会ができたなら、そこからスカウトしようとか、いろいろな案が出ておりますけれども、実際に専門部会に誰かを推薦してほしいと言われても、結局1人しか見つからなかったという、そういう状態でございますので、単独で探してくるのが果たしてできるのかどうか、今後の議案になるのかなと思っております。

また、今後の進め方ですが、まずは我々の専門部会が権利擁護とはなんぞや、権利侵害とは何を指すのか、権利を擁護する仕組みとはなんぞや、そもそも権利とはなんぞやというところをよく深めて勉強して、それを今度はどんどん広げていくという活動にもっていきたいというようなスタンスで今後は進めていこうと。具体的な行動計画については、まだ立案はされておりませんが、次年度以降そういう形になっていこうかと考えております。

以上です。

○高山会長

ありがとうございました。

権利擁護専門部会の報告でしたけれども、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等があれば。

障害者虐待防止法が施行された年でもありましたけれども、簡単にどうですか、虐待に関してどれぐらい防止センターにきていますかね。

○事務局（渡邊）

簡単に虐待と言われるとすごく困るんですけども、すみません、ちょっと手元に数字がないものですから記憶でお話をしますが、3月きょうが28日ですけども、現時点において相談の届出、それから通告等々あわせて、私の記憶が確かであればですけども、17件であったかなというふうに思っています。その中でやっぱり多いのが、これは本当に虐待に当たるのかといったようなところの相談は結構あったかなというふうに思っています。

虐待の防止の体制ですけども、こちらもやっぱり文京区の中に虐待防止センターを障害福祉課内に置きましたが、虐待そのものに関していうと知的・身体・精神にまたがっていて、なおかつ家族の中で行われることもあり、高齢化していることから、高齢者の関係があったりとか、いう形になりますので、その具体的な対応に関しては本当に全庁というか、関係課横断的に連携をとらせていただいて、これまで対応をしてきたというところがあります。

引き続きそれについては連携を深めていって、適切な支援がそういった方に届くようにしていきたいというふうに思っているところです。特に高齢者あんしん相談センターさんとはケースに応じて連携をとり、また高齢者の高齢者相談係さんとも連携をとりながら必要な手当をしてきたというような状況でございます。

○高山会長

ありがとうございました。

何か今に関してでも結構ですけども、権利擁護専門部会に関していかがでしょうか。

今、新堀委員から言われたように、権利擁護というのは極めて重要な語句というか、概念なんですけれども、はっきりとした、実は学問的にもこうだというものがないんですね、あるようで、ないんですね。そういう意味では、権利擁護専門部会が中で議論されて、そしてそれを発信していくというところはすごく大切なことかもしれないなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ほかにはいかがでしょうか。

3つの部会の報告が終わりましたけれども、全体を通して何かいかがでしょうか。

最初に行成委員が言われたように、部会間のネットワークというか連携ということなんかの課題も出されましたけれども、そこら辺何か提案していただくことがあるといいかなと思いましたが、その辺含めて全体を通していかがでしょうか。

○志村副会長

先ほどの部会の連携ともかかわってくることなんですけれども、権利擁護のほうで相談支援部会が使っているケースを借りてきてというのはどうなんだろうかという話がありましたけれども、これは定例会のほうでは事例を全部回収しているわけなんですよね。その回収されているというように考えると、権利擁護の定例会に出てきていただけるのが一番いいのかなと思うんですが、この事例の流用というのは少しまたセンシティブな問題になってくるかと思うので、この辺のところは少し、やっぱり回収している事例をそのまま置いといて横の部会に流していくというのは、もう少し考えていかなければいけないところがあるのかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

確かに共通事例を使って検討できるというのは、これはいいと思うんです。ただ、今、定例会で使っている事例はそういうふうなプライバシーを非常に敏感に皆さん感じてやっていただいているので、共通にたたき台として使えるような事例がまたあれば、そういったものを使って、できれば3部会で当事者部会も入れて考えるようなものが新たにできればいいのかな。多少それはフィクションがかかっても、文京区らしい事例であれば、それはそれで学習という意味ではいいのかと思うんですけれども、ちょっと今そんなことを思いました。

○高山会長

プライバシーの問題がもちろんございますので、その辺はルールをしっかり決めていかなければいけないんじゃないかなと思いますね、確かに。

どうぞ。

○事務局（渡邊）

現行、定例会で議論をしている内容もリアルに実名が挙がっているものではなくて、必要ところはマスキングをさせていただいている情報で定例会はさせていただいています。

今回、権利擁護部会で出た案件としては、当然その個人名が必要ではなくて、いわゆる置かれている状況であるとか、そういったものが必要だということが1点と、定例会で議論された内容を踏まえて権利擁護部会としてそれをどう考えていくのか。

大きくは、実はこの権利擁護専門部会の中でも同様のご意見はありました。行けばいいんじゃないかと、そこで議論するのもありなんじゃないかという話もあったんですが、先ほど新堀

副部長からもお話があったとおり、権利擁護とは、権利とは何だ、そもそも権利擁護専門部会の中でそこをまずきちんと足元を固めたいねということがあったものですから、こういったご提案を部会としてはされているというふうに理解をしております。

また、権利擁護専門部会も基本的にはこれは非公開の会議でございますので、同様の形で会議の資料については回収するなど行うことで、そういったセンシティブな問題を回避できるのではないかとこのふうには思っておりますけれども、副部長からのご意見ですので、事務局のほうでも検討させていただきたいというふうに思います。

○高山会長

ほかには、いかがでしょうか。

非公開なのが権利擁護の部会ですね。あと2つは大丈夫ですね。

○事務局（渡邊）

現時点において、専門部会は全て非公開です。唯一、前回の第2回のこの協議会において、当事者部会に関しては公開をお願いをしたいということでしたので当事者部会だけは公開、要するにさまざまな障害のある方も含めて聞いていったことも必要だろうということで、そういう形で整理をさせていただいているところでございます。

○高山会長

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

○三股委員

当事者部会のスケジュール（案）が、フローが出ていますけれども、何かぱっと見たところ、ちょっと受動的な感じがするんですね。各部会を受けて当事者部会になられてという感じなので、一番初めに第1回当事者部会が7月に開催される予定なんです、その前に顔合わせをして、今までの自立支援協議会の経過とか、そういう情報提供をして当事者部会のほうから各部会へリターンをするようなことがあれば、それを振り分けるというようなものがここにあると、何かこの図から見える受動的な構図が、少し頭で矢印の振り分けをすることによって、イメージがちょっとかわるかなと、そんな気がいたしますが。

○高山会長

この1回目の前に、いわゆる新しいメンバーですから、そのことと、それからこの当事者部会の異議、意味みたいなものを確認するという、そういうキックオフのところのも必要だと、そういうことですね。それはいかがですかね。

○事務局（渡邊）

第1回目じゃなくて、その前のキックオフミーティングなのかなと思いますけれども、キックオフミーティングについては開催できるかどうか、あわせてちょっと検討はしてみたいというふうに思います。

あと、受動的というご意見があったんですけれども、実際に私も面接に出させていただいて、極めて広範なご意見をそれぞれの方がお持ちであり、先ほど会長も副会長も非常に多様なというご意見があって、その中で1回で自立支援協議会そのものをご理解いただくということが果たして適しているのかなというふうに思っています。

また、先ほどはちょっとお話をしませんでした。難病の方も今回ご参加いただくということで、会議のやり方も通常とちょっと違う形でやらなくてはならないかなというように事務局としては思っているところがございますので、このあたりは確かに見た目受動的かなと思いつつも、一方で当事者部会からちゃんと各専門部会には再度ボールの投げ返しをするという形がありますので、まずちょっと、やや慎重というふうなご意見をいただければ、さもありなんという気はするんですが、このような形で1年を進めさせていただくようなことで、事務局としては考えたいなと思っています。

○高山会長

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。全体のことで結構です。

それでは、議題2はよろしいですかね。じゃ、議題2は、それぞれ報告ありがとうございました。

3 その他について

○高山会長

その他になりますが、事務局からお願いします。

○事務局（渡邊）

本日は、ご議論いろいろとありがとうございました。

今後の日程でございますけれども、各専門部会につきましては先ほどスケジュール（案）としてお示しをさせていただいています。この中で一番上に自立支援協議会という形で書いてありますけれども、一応、来年度に関しては改選が特にあるわけではございませんので、年度明けについては、ちょっと会を見送って、専門部会のほうを進めてさせていただきたい。最終的

に年度末あたりに親会を一回実施したいというふうには思っております。また、この親会に関しましては、必要に応じて会長ともお話しして、もしかしたらもう少しはやく行う可能性もあるということをご理解いただければと思います。

それと、もう一点、今後の自立支援協議会の方向性等につきましてなんですけれども、来年度まず皆さんに、今年1年ご議論いただきました障害当事者部会、これについてまず円滑な運営を来年度は心がけていきたいというのが1点です。

それと、今回、相談支援専門部会のお話、それから権利擁護のお話があったんですが、各専門部会間の連携を来年度は強化をしていく方向性で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

そして3点目になりますが、今回、当事者部会を設置いたしますので、今年度当初お配りしました、こちらの設置の要綱ですけれども、要綱については所要の修正整備をさせていただきたいと思っておりますので、あわせてご了解のほどお願いしたいと思います。

○高山会長

今の報告等について、何かご質問、ご意見あればと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかに何か委員の方々からご意見等があればと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、全ての議題が終了しましたので、平成24年度第3回文京区障害者地域自立支援協議会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局（渡邊）

1点だけ、すみません、事務的に。

前回この自立支援協議会の冊子を、東京都のほうの自立支援協議会事務橋のほうで「東京都内自立支援協議会の動向」という冊子が今年度つくられております。いただいている方、いらっしゃるかと思っておりますので、事務方のほうにお話しいただければお配りいたしますので、お受け取りいただければと思います。